

管理 No.	不 003
--------	-------

不 利 益 処 分 の 処 分 基 準（個 票）

所管部署： 総務部 資産経営課
(管理係)

根拠区分	条例 ・規則
処分の名称	使用料の納付
根拠条例・規則の 名称／条項	奈良市行政財産使用料条例(昭和 49 年奈良市条例第 19 号)第5条
処分権者	奈良市長
処分基準	【根拠規定】 奈良市行政財産使用料条例 (使用料の納付) 第5条 使用を許可された者は、市長が指定する期日までに一括してその使用料を納入しなければならない。 2 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責によらない事由により使用することができないときは、この限りでない。 【基準規定】 ・奈良市行政財産使用料条例 (使用料の基準となる評価額) 第 2 条 この条例において使用料の基準となる評価額は、市長が定める当該土地又は建物の評価額を当該土地又は建物の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額とする。 (使用料) 第 3 条 使用料は、年額で定める。ただし、使用期間が1年に満たない場合については、使用料の年額を当該年の日数で除して得た額に使用許可の日数を乗じて得た額とする。 2 使用料の額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	☐ 聴聞 ☐ 弁明の機会の付与 ☒ 適用除外(行政手続条例第 13 条第 2 項第 4 号該当)
最終更新日	平成31年4月1日更新

処分基準(裏面追加)

	基準内容
処分基準 補足	(使用料算定基準) 第4条 土地又は建物の使用料は、第2条の規定により算出した額に、土地については100分の4.32(土地のみの使用で使用期間が1月以上のものにあつては100分の4)、建物については100分の7.56を乗じて得た額とする。 2 電柱、看板、ガス管、水道管その他これらに類するものを設置する目的で使用するときは、前条第2項及び前項の規定にかかわらず、奈良市道路占用料に関する条例(昭和28年奈良市条例第11号)別表の規定を準用する。この場合において、同表中「占用」とあるのは、「使用」と読み替えるものとする。 3 広告物を表示し、又は掲出するために土地又は建物を使用する場合の使用料は、前2項の規定にかかわらず、当該土地又は建物の価格、使用場所等を勘案して市長が定める額とする。 4 土地又は建物以外の行政財産の使用料は、当該行政財産の価格、耐用年数等を勘案して市長が定める額とする。 ・行政財産使用料債権管理マニュアル(公債権)